

都道府県生活衛生営業指導センターは 生衛業の皆様と生衛組合を支援します

主な業務

- ・ 経営、税務、労務、融資、衛生等の無料相談
- ・ 設備資金・運転資金の融資相談
- ・ 経営改善等の無料セミナーの実施
- ・ 都道府県・保健所と協力、最新情報の提供
- ・ 消費者への生衛業啓発、苦情相談の実施

お役に立ちます
お気軽に
お電話ください



※指導センターは「生活衛生営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基き、都道府県知事が指定する公益財団法人です。

※生衛業の経営の健全化を通じた地域の衛生水準の維持向上と、消費者・利用者の利益を守る活動をしています。

滋賀県の各業の生活衛生同業組合の問い合わせ先

(組合加入やご相談などお気軽にどうぞ)

| 組合名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|------------------------------|--------------|
| 滋賀県すし・料理生衛組合 | 滋賀県大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内 | 077-526-0360 |
| 滋賀県社交飲食業生衛組合 | 滋賀県彦根市松原町3638-1 カラオケスタジオPAL内 | 0749-24-3242 |
| 滋賀県喫茶飲食業生衛組合 | 滋賀県大津市大萱1丁目7-8 アルブ瀬田4階 | 077-545-3502 |
| 滋賀県食肉生衛組合 | 滋賀県大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内 | 077-526-0477 |
| 滋賀県理容生衛組合 | 滋賀県守山市川田町柳島2216-3 | 077-586-8868 |
| 滋賀県美容業生衛組合 | 滋賀県大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内 | 077-524-2313 |
| 生衛組合滋賀県興行協会 | 滋賀県大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内 | 077-524-2312 |
| 滋賀県旅館ホテル生衛組合 | 滋賀県大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内 | 077-522-2553 |
| 滋賀県公衆浴場業生衛組合 | 滋賀県大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内 | 077-524-8554 |
| 滋賀県クリーニング生衛組合 | 滋賀県大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内 | 077-522-3824 |

公益財団法人

滋賀県生活衛生営業指導センター

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内

TEL : 077-524-2311

FAX : 077-521-5440

滋賀県指導センター

検索

生活衛生関係営業を経営するみなさま

生活衛生同業組合加入

を
おすすめします



組合加入のメリット

賠償保険の保険料の節約

特別金利の生活衛生融資

経営に必要な情報の入手

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

生活衛生同業組合加入は多くのメリット!!

1 各種共済、保険料掛金の節約

- ・総合賠償共済制度
- ・生命傷害共済制度
- ・火災共済制度
- ・自動車総合共済制度 など

(注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

<例1> 経費節約

2 研修会、講習会無料参加

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など



3 いち早い情報の入手

HACCPへの対応、規制緩和、食中毒、新型インフルエンザなど組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手

<情報伝達の流れ>

```

    graph TD
      A[国] --> B[全国中央会]
      B --> C[全国連合会]
      C --> D[都道府県組合]
      D --> E[支部]
      E --> F[組合員]
    
```

4 生活衛生融資有利な条件で利用できます

- ・低金利
- ・融資限度額が大きい
- ・長い返済期間
- ・無担保・無保証人の融資制度
- ・復興事業促進支援融資制度



<例2> 金利負担縮減

5 無料相談が受けられます

業種に応じた経営、法律、融資、税務、衛生に関する無料相談



6 各業の個別特典で経費節約

- ・カラオケ著作権料 **20%** 割引
- ・クレジットカード手数料の **優遇**
- ・NHK受信料の**大幅割引**
- ・インターネットでのお店紹介
- ・特典付きの仕入れ業者紹介など

<例3> 経費節約

保険料の安い団体保険制度への加入がお得です

美容組合の例 美容所賠償責任補償制度の概要

美容組合の組合員になると、1店舗年間1,600円という組合ならではのリーズナブルな掛金で、大きな補償を受けられる保険に加入できます。

- 掛金は1店舗につき年間 **1,600円**
- 身体賠償は1名につき **5,000万円**まで。1事故につき1億円まで。
- 財物賠償は1事故につき **300万円**まで。*受託物は500万円まで。



飲食業組合の例 全飲連新総合賠償(食中毒)共済制度の概要

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会(都道府県飲食業組合の全国団体)」の組合員になると、食中毒賠償と総合賠償が一つになった共済制度に加入できます。組合ならではのリーズナブルな保険料です。

●年間売上高2,000万円~3,000万円未満の一般飲食店・居酒屋の場合

エコミープラン 食中毒賠償事故のみ補償
年間 **2,060円**の掛金で **5,000万円**まで補償(月々の掛金はわずか **172円**)
*オプションで休業補償も追加できます(例えば、支払限度10日間、保険金35万円)で年間保険料は680円

ワイドプラン 食中毒賠償事故 + 施設賠償事故 + 受託物賠償事故 + 人権侵害・宣伝障害 + 第三者医療費用の補償
年間 **11,000円**の掛金で、食中毒事故を含め総額 **2億円**まで補償(SS型)
*オプションで休業補償も追加できます(保険料、保険金はエコミープランと一緒に)



◆各組合の団体保険制度の詳細は、都道府県組合にお問い合わせ下さい。

生衛組合に加入すると、日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

飲食店営業の例

融資限度額が大きい
一般貸付の7,200万円に対し、組合員の場合は1億5,000万円

金利が低い
組合員は通常の金利と比べ最大▲1.05%低利1,000万円(10年間)の融資で約53万円の差

返済期間が長い
一般は13年以内、組合員は20年以内

ここが違う! 融資制度(振興事業貸付)

返済期間が長いと、毎月の負担が少なくなります

小規模経営者には、無担保・無保証人の組合員だけの融資制度あり

設備資金と運転資金をあわせて2,000万円、返済期間は設備10年、運転7年



カラオケ著作権料
毎月20%の割引(年払いは30%)。BGMも20%割引です。
*社交組合や飲食関係・旅館ホテル組合



NHK受信料
組合を通じてのお支払で大幅割引。大変お得です。
*全国旅館ホテル組合



クレジットカード
組合加入で手数料率の優遇。その分利益アップします。
*各業の特性に応じて実施されており、取扱いのない組合もあります。



(注) 個別特典は、各業の特性に応じて実施されており、すべての業種・組合にあてはまるものではありません。